

一般社団法人長崎県社会福祉士会
会費の収納等に関する規程

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人長崎県社会福祉士会（以下「本会」という。）の会費に関する規則（以下「規則」という。）第6条の規定に基づき、本会の会費収納等の事務取扱いについて基本的事項を定めることを目的とする。

(正会員の入会金)

第2条 規則第2条に規定する正会員の入会金は、5,000円とする。

(正会員の年会費)

第3条 正会員の年会費は、規則第3条に規定するものとする。

(会費納入期限)

第4条 本会正会員の年会費の徴収は、当該会計年度内に行うものとする。

2. 賛助会員の会費納入期限は、原則として毎年7月末日とする。
3. 準会員の年会費の徴収は、当該会計年度内に行うものとする。

(会費収納方法)

第5条 正会員の会費は、原則として、会員が所有する銀行等金融機関の口座から振り替え収納されるものとする。

2. 前項により生ずる口座振替手数料は、当該会員が負担するものとする。
3. 第1項の規定にかかわらず、賛助会費については、本会会長が当該会員へ請求し収納されるものとする。

(日本社会福祉士会会費)

第6条 本会が支払う（公社）日本社会福祉士会会費は、「公益社団法人日本社会福祉士会の会費に関する規程（以下「日本社会福祉士会会費規程」という。）第3条の規定に従うものとする。

2. 前項の支出科目名については、これを「日本社会福祉士会会費」とする。

(改廃)

第7条 この規程を改廃するときは、総会の承認を得なければならない。

附則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2. 平成23年3月27日改正
3. この規則は（公社）日本社会福祉士会が連合体としての新定款を施行し、本会が正会員として入会を承認された時点から施行する。
4. 平成24年3月25日改正
5. 平成26年4月1日改正